

## 改正の概要

(1) デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による番号法の一部改正に伴う改正（番号法第19条第4号新設）

従業者等であった者が他の使用者等における従業者等になった場合において、当該従業者等の同意があるときは、他の使用者等に対し、当該従業者等の個人番号を含む特定個人情報の提供が可能となった。

(2) デジタル庁設置法の施行による番号法の一部改正に伴う改正（情報提供ネットワークシステム）

情報提供ネットワークシステムの設置及び管理が、総務大臣から内閣総理大臣に改正された。

(3) 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の改正による番号法の一部改正に伴う改正

- ・法人に対する罰則が強化された（令和2年12月施行）。
- ・事業者に対して、漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合に、委員会への報告及び本人通知を行うことが義務化される（令和4年4月施行）。

なお、漏えいに関する規則の改正につきましては、下記 URL のサイト内にてご確認ください。

<https://www.ppc.go.jp/legal/rouei/>

### 【問合せ先】

個人情報保護委員会事務局 監視・監督室（マイナンバー担当）

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート 西館32階

Tel：03-6457-9827

e-mail：guidelines.bangou@ppc.go.jp

（担当者：砂子・佐藤・渡邊・杉山）

〇〇。\_\_(以下署名)\_\_\_\_\_。〇〇

千葉県商工労働部経済政策課

村山 尊子 MURAYAMA Takako

Tel：043-223-2732

Fax：043-222-0447

Mail：t.mrym4@pref.chiba.lg.jp

〇〇。\_\_\_\_\_。〇〇